（歯科医師法施行規則の一部改正）

**第十二条**　歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （死亡診断書の記載事項等） | （死亡診断書の記載事項等） |
| **第十九条の二**　歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 | **第十九条の二**　歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） | 三　死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） |
| 四～十三　（略） | 四～十三　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |